

検察庁法改正を含む国家公務員法の一部改正法案の廃案等を求める会長声明

2020年 4月24日

千葉県弁護士会 会長 眞田範行

政府は本年3月13日、検察庁法改正法案を含む国公法等の一部を改正する法律案を国会に上程し、審議に入った。

当会はすでに本年3月13日付けで「東京高等検察庁検事長の勤務延長に対する会長声明」を発出し、勤務延長の人事について「法令の改正なく、解釈の変更により行うことが可能であるとは解されない。」として、一般の国家公務員とは別に検察庁法という特別法がある制度趣旨や検察の独立性、法治主義、司法権への政治的介入などの観点から、この解釈変更の違法性を指摘し、本件延長の取り消しを求めた。

ところが政府は、この指摘にもかかわらず、かえって、この違法な解釈変更と違法な人事を正当化するための法案を国会に上程して、現在審議が始まっている。この法案は、全ての検察官の定年を現行の63歳から65歳に段階的に引き上げたうえで、63歳の段階でいわゆる役職定年制が適用されるとするものである。そして内閣または法務大臣が「職務の遂行上の特別の事情を勘案し」「公務の運営に著しい支障が生じる」と認めるときは、役職定年を超えて、あるいは定年さえも超えて当該官職で勤務させることができるようにしている（法案第9条第3項ないし第5項、第10条第2項、第22条第1項、第2項、第4項ないし第7項）。

しかし、違法な解釈変更と違法人事が改正によって遡って合法になることはない。

この法案は、立法によって内閣又は法務大臣が準司法的機関である検察の人事に介入することを正当化するものであり、検察の独立性・政治的中立性を脅かし司法権に対する政治介入の余地を高めるもので権力分立に反する。

しかも、いかなる場合に役職定年あるいは定年を超えた在籍を認めるのか法案のメルクマールは、はなはだ漠然抽象的であり、時の政府による恣意的運用を羈束できず、漠然性・不明確性の法理の趣旨を鑑みると、違憲無効と解する余地があるというべきである。

よって当会は、引き続き解釈変更による閣議決定と本件勤務延長の取り消しを求めるとともに、このような勤務延長を制度的に恒常化させる今回の法律案に反対するものである。

以上